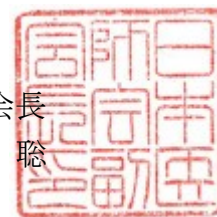


(健Ⅱ348)

令和2年11月24日

都道府県医師会担当理事殿

日本医師会副会長
今村 聡



乳がん検診（マンモグラフィ検査）の実施状況に係る調査について
（令和2年地方分権改革に係る提案募集に関する調査について）

今般、標記について、厚生労働省医政局医事課、同省健康局がん・疾病対策課、内閣府地方分権改革推進室より各都道府県がん対策主管課、各都道府県地方分権改革主管課宛別添の事務連絡がなされましたので情報提供いたします。

本件は、内閣府地方分権改革推進室が実施する地方分権改革に関する提案募集において、兵庫県、佐用町等より集団乳がんマンモグラフィ検診の実施における医師の立ち会い不要化（別添「提案個票」参照）について提案があったことから、検討を行うにあたり、各市町村における標記検診の実態を把握するため、自治体へ調査を実施するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等に対する情報提供についてよろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 13 日

各都道府県がん対策主管課
各都道府県地方分権改革主管課 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省健康局がん・疾病対策課
内閣府地方分権改革推進室

乳がん検診（マンモグラフィ検査）の実施状況に係る調査について（依頼）
（令和 2 年地方分権改革に係る提案募集に関する調査について）

平素より健康行政の推進に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

今般、内閣府地方分権改革推進室が実施する地方分権改革に関する提案募集において、兵庫県、佐用町等より集団乳がんマンモグラフィ検診の実施における医師の立ち会い不要化（別添「提案個票」参照）について提案がありました。

つきましては、本提案を踏まえた検討を行うにあたり、各市町村における標記検診の実施状況を把握するため、下記により調査を実施しますので、管内市町村の回答をとりまとめの上、御提出ください。

御多忙のところ大変恐縮ですが、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

○回答期限：令和 2 年 12 月 9 日（水）

※今後の検討スケジュールの関係から、回答期限までに管内市町村から回答があったものを御提出ください。

なお、回答期限までに回答がなかった市町村に対し、催促していただく必要はありません。

○回答方法：がん対策主管課において、別添調査票（市町村様式）により管内市町村に照会の上、とりまとめ結果を別添調査票（都道府県様式）により以下二者にメールで回答してください。

なお、回答にあたっては、調査結果を貴都道府県地方分権改革主管課あて情報提供してください。

○提出先：wakita-masafumi.8s3@mhlw.go.jp（厚生労働省医事課メールアドレス）
：tetsuro.honda.b3p@cao.go.jp（内閣府地方分権改革推進室メールアドレス）

- Excel シートのファイル名は、「【都道府県名】乳がん検診(マンモグラフィ検査)の実施状況に係る調査」としてください。
- メールの件名は、「【都道府県名】乳がん検診(マンモグラフィ検査)の実施状況に係る調査(回答)」とし、調査票(都道府県様式)のExcel データを送信してください。
- その他
 - ・本依頼内容については、厚生労働省医政局医事課から各都道府県がん対策主管課に、内閣府地方分権改革推進室から各都道府県の地方分権改革担当課に連絡しています。回答のとりまとめ及び提出については、がん対策主管課にて行っていただくようお願いするとともに、地方分権改革主管課においても、内容について御承知おきいただきますようお願いいたします。
 - ・調査結果については、今後の地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会等で公表(団体名は非公表)することがあります。
- ※なお、具体的な提案内容については、内閣府HPの「第109回提案募集検討専門部会」の配布資料等をご参照ください。

(参考URL)

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/teianbukai109gijishidai.html>

(本件連絡先)

○各医療従事者の関係法令及び調査内容に関すること

厚生労働省医政局医事課 脇田

電話：03-3595-2196(直通)

メール：wakita-masafumi.8s3@mhlw.go.jp

○乳がん検診の実施及び関係法令に関すること

厚生労働省健康局がん・疾病対策課 野林

電話：03-3595-2192(直通)

メール：nobayashi-makoto.7y6@mhlw.go.jp

○地方分権改革に係る提案募集に関すること

内閣府地方分権改革推進室 本田

電話：03-3581-2446(直通)

メール：tetsuro.honda.b3p@cao.go.jp

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

231

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

日本人の体型に合い、痛みのない装置の開発を医療機器メーカー等に求める一方、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。

具体的な支障事例

【現状】

健康増進法により市町村はがん検診の実施に努めるものとされている。また、第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月9日閣議決定)において、がん検診受診率の目標値は50%とされているが、H30乳がん検診の受診率は本県内平均17.7%である。

平成26年に診療放射線技師法が改正され、病院・診療所以外で行う肺がん検診は胸部X線撮影のみを行う場合に限り、医師又は歯科医師の立会いがなくても実施が可能となった。

集団乳がんマンモグラフィ検診は、平成28年から視診、触診は推奨しないと変更されたが、医師の立ち会いは従来どおり必要となっている。

【支障】

集団乳がんマンモグラフィ検診前に行う受診者への説明および問診は看護師が対応しており、医師が立会わなくても実施可能であるにもかかわらず、診療放射線技師法上、乳がんマンモグラフィ検診は医師の立会いがなければ実施できない。

郡部においては医師不足等により立会い医師の確保が難しく、立会い医師への報酬も高額であるため、検診実施の支障となっている。

マンモグラフィ検診時、乳房に痛みを感じた受診者は、二度と受診しないケースがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

医師の立会いが不要となれば、検診回数を増やすことが可能となり、がん検診の受診率向上に寄与し、がんの早期発見・早期治療につながる。

根拠法令等

診療放射線技師法第26条第2項第2号、健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第6号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、秋田市、新潟市、長野県、名古屋市、松江市、高松市、高知県、福岡県、岐阜市、宮崎市

○集団乳がんマンモグラフィ検診における医師の立ち会いは現実的ではなく、地元医師会等と連携して医師との連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるよう明文化していただきたい。

○乳がん検診のマンモグラフィ装置を設置している医療機関に限られるため、マンモグラフィ検診車による巡回集団検診を実施しているが、従事者の確保が難しいという理由で検診事業者の調整が毎年難航している。また、事業者から、医師の報酬が高額であるため、受託料金を高くせざるを得ないといった声を聞いており、集団による乳がん検診実施の支障となっている。

○集団乳がんマンモグラフィ検診については、マンモグラフィ読影等のできる医師が少なく、医師の確保が困難な状況の中で、国の定める目標値を目指し、受診率向上を図るためにも、医師の立会いを廃止し、診療放射線技師のみの撮影可能とすべきである。

○当市の令和元年度の乳がん検診受診率は12.7%と低い受診率である。乳がん施設検診の受託医療機関は8医療機関と他のがん検診の受託医療機関よりも少ないため、集団検診で対応する必要がある。

診療放射線技師法上、乳がんマンモグラフィ検診は医師の立会いがなければ実施できないが、医師の確保が難しいため集団検診の機会を増やすことができない。このため住民が受診を希望しても予約が取れず、受診ができないという状況が発生している。

各府省からの第1次回答

診療放射線技師が医師の立ち会いを伴わずに集団乳がんマンモグラフィ検診を実施することについては、平成25年度厚生労働省特別研究事業における調査研究や、「医師の働き方改革を進めるためのタスクシフト/シェアの推進に関する検討会」において、医学的・専門的見地から、

- ・具体的なニーズの有無を明らかにすべき
 - ・検診の実施に必要な手技等を評価した上で、安全を担保するために必要な体制整備も含めて検討すべき
- といった意見が示されている。

これらを踏まえ、関係者の意見を聞きつつ、対応の可否について検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県の郡部では、マンモグラフィ検診可能な医療機関が近隣にもなく、個別検診の実施は困難な状況にあり、集団検診を実施する必要がある。

集団検診の立会い医師は、地元で医師がおらず地元以外の医師に依頼せざるを得ないため、医師の確保に苦慮している。医師を確保しても、遠方から来場するため拘束時間も長時間となる等、医師の負担は大きく、報酬費も高額となり、自ずと実施回数も制限される。

医師の立ち会いを不要化すると医師の負担軽減とともに、がん検診実施主体である市町村は、医師の都合によらず、乳がん集団検診の日程設定が可能となり、県民の乳がん検診受診機会増加に寄与することで、がんの早期発見、早期治療に繋がる。

このように、集団検診に頼らざるを得ない市町村のニーズは特に大きいと考えている。

国の「医師の働き方改革を進めるためのタスクシフト/シェアの推進に関する検討会」資料によると、医師の立ち会いを伴わずに診療放射線技師が集団乳がんマンモグラフィ検診を包括指示での撮影を実施することについて、日本医学放射線学会や日本医師会は明確に反対しておらず、日本診療放射線技師会は推進可能としている。また、医師の立ち会い不要に伴う安全性の担保については、日本診療放射線技師会から具体的な提案もなされている。

安全性を担保するために、乳房撮影時の医行為に関連する手技等の評価が必要であるならば、速やかにその評価を行っていただきたい。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正（H28）により、乳がん検診で視触診が推奨されなくなっていることも考慮いただき、市町村の現場でのニーズや医師の働き方改革の推進等を踏まえて、医師の立会い不要化に向けて速やかに制度改正いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【秋田県】

新型コロナウイルスにより、受診機会に影響が及ぶ期間の長期化が想定されることから、速やかな検討をお願い

いしたい。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○政府としてがん検診受診率向上を目指している中、本提案は受診率向上に寄与するものであることから、前向きに検討いただきたい。

○検討に係るスケジュールについて、具体的に示していただきたい。

各府省からの第2次回答

診療放射線技師が医師の立ち会いを伴わずに集団乳がんマンモグラフィ検診を実施することについては、平成25年度厚生労働省特別研究事業における調査研究や、「医師の働き方改革を進めるためのタスクシフト/シェアの推進に関する検討会」において、医学的・専門的見地から、

- ・具体的なニーズの有無を明らかにすべき

- ・検診の実施に必要な手技等を評価した上で、安全を担保するために必要な体制整備も含めて検討すべき

といった意見が示されている。

これらを踏まえ、現在、関係者の意見を聞いているところであり、必要に応じてニーズや実態に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、対応の可否について検討を進めてまいりたい。

乳がん検診（マンモグラフィ検査）の実施状況に係る調査
調査票（都道府県様式）

都道府県番号	
都道府県名	

担当者連絡先	
所属部署	
職・氏名	
電話番号	
E-Mail	

[illegible][illegible]

乳がん検診（マンモグラフィ検査）の実施状況に係る調査 調査票（市町村）

団体コード	
市町村名	
担当者連絡先	
所属部署	
職・氏名	
電話番号	
E-Mail	

健康増進法に基づく乳がん検診（令和元年度実施状況）について、お答えください。

※ 本調査の回答にあたり、医療機関等への新たな調査等は必要ありません。

1 実施状況

	←「実施している」、「実施していない」を選択
--	------------------------

2 実施方法

	件数 (受診者数)		
		単独検診	セット検診
個別検診			
集団検診			
合計			

※ 件数（受診者数）の内数として、マンモグラフィ検査単独で実施する場合の件数を「単独検診」欄に、他の医師が必要な検査（乳がん検診における視触診等）や検診（子宮頸がん検診等）と同時に実施する場合の件数を「セット検診」欄に計上してください。

3 集団検診の実施場所

	件数 (受診者数)		
		単独検診	セット検診
公立医療機関			
公立以外の医療機関			
検診機関			
検診車			
合計			

※ 件数（受診者数）の内数として、マンモグラフィ検査単独で実施する場合の件数を「単独検診」欄に、他の医師が必要な検査（乳がん検診における視触診等）や検診（子宮頸がん検診等）と同時に実施する場合の件数を「セット検診」欄に計上してください。

4 集団検診の委託状況

(1) 実施の有無

←「委託している」、「委託していない」を選択

(2) 委託先 ← (1) で「委託している」を選択した場合のみ回答（複数回答）

委託先	該当するものに○	
公立医療機関		
公立以外の医療機関		
検診機関		その他を選択した場合の詳細 (自由記述)
都道府県医師会		
地区医師会		
その他		

5 集団検診の実施経費

※ 単独検診を実施している場合など、マンモグラフィ検査に係る経費が明確な場合は回答をお願いします。（不明な場合は空欄で構いません。）

(1) 事業費（令和元年度決算額）

円

※ 諸経費を含む前年度（令和元年度）の各市町村における乳がん検診（マンモグラフィ検査）に係る事業費を（税込み）記入してください。

(2) 医師に係る人件費総額

円

※ 前年度（令和元年度）の乳がん検診（マンモグラフィ検査）に係る立会い医師の人件費（委託の場合は相当額）を記入してください。（消費税が含まれる場合は税抜き）

調査は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

[illegible]